

事業継続 準備補助金

新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響を受ける市内事業者が事業の継続、並びに、利用者が安心して利用できる店舗又は事業所を整備することを目的に、埼玉県が実施する“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”に対応するために実施する取組に対し、経費の一部を補助します！

対象者

市内に対象業種を営む来客型の店舗又は事業所を有する中小企業者等

対象経費

市内にある店舗又は事業所で不特定多数の人が利用するエリアに対して、利用者が安心して来店又は訪問できるようにすることを目的に、埼玉県が実施する“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”に対応するための下記の経費

- ① 需用費（物件修繕費、施設修繕費 等）
- ② 委託料（WEBページの作成料 等）
- ③ 工事請負費（テイクアウト用のカウンター、換気用設備の設置工事費 等）
- ④ 備品購入費（換気設備の購入費、飛沫対策設備の購入費）

補助金額

補助対象経費の10分の8（上限30万円）

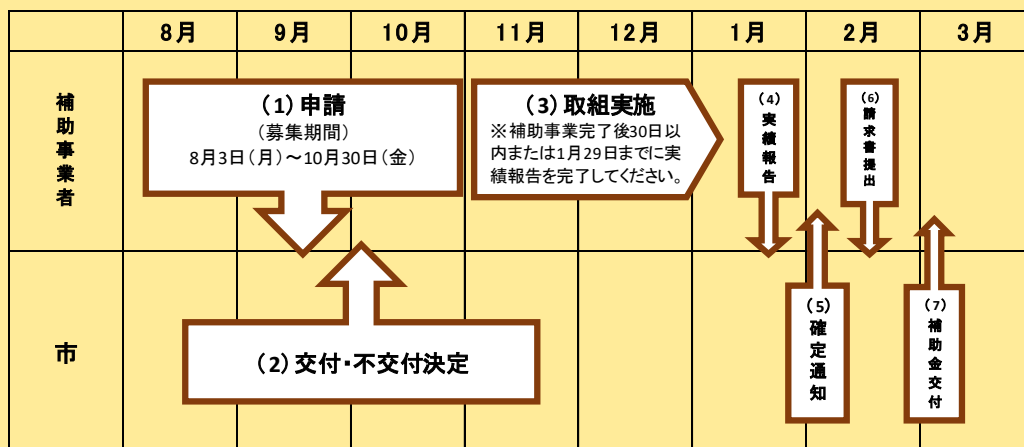
申請期間

令和2年8月3日（月）～**10月30日（金）** 郵送の場合は当日消印有効

申請方法

オンライン又は郵送

補助金 交付までの 流れ



本補助金の詳細については本チラシ裏面のQ & A及び市ホームページ記載の申請要領をご覧ください。

お問い合わせ

春日部市事業継続準備補助金事務局

9:30～17:30

048-642-3659

(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3) 除く)



keizoku_kasukabe@tobutoptours.co.jp

Q1. “彩の国「新しい生活様式」安心宣言”とはなんですか？

A1. 新型コロナウイルスと共存しつつ、社会経済活動を行っていくためには、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の取組を定着させるが重要です。彩の国「新しい生活様式」安心宣言”とは、企業・団体の皆さまに、感染拡大防止を徹底するガイドラインを作成していただき、そのガイドラインを埼玉県が“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”として認定をしているものです。

※詳細は埼玉県のホームページをご覧ください。

Q2. 対象業種はどの業種を指しますか？

A2. 日本標準産業分類に掲げる業種のうち、次の①～④に該当する業種を指します。

①小売業 ②不動産業, 物品賃貸業 ③宿泊業, 飲食サービス業 ④生活関連サービス業

Q3. 中小企業者等とは、どんな事業者を指しますか？

A3. 次の①～④のいずれかに該当し、下記の要件を満たす事業者が該当です。

- ①中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者
- ②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人
- ③公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された公益社団法人及び公益財団法人
- ④特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人

※要件※

- ・令和2年3月31日以前から事業を開始しており、今後も事業を継続する意思があること
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務委託営業」を営んでいないこと
- ・代表者又は役員が暴力団、暴力団員等の反社会勢力に属しておらず、かつ、反社会的勢力との関係を有していないこと
- ・政治的組織又は団体でないこと
- ・宗教上の組織又は団体でないこと
- ・本補助金の趣旨、目的に照らして適当でないと判断されないこと

Q4. 市内と市外に店舗又は事業所がある場合、どちらも対象となりますか？

A4. 市内にある店舗又は事業所のみ対象となります。

Q5. 申請前に行った取組に関する経費は対象となりますか？

A5. 国より緊急事態宣言が出された令和2年4月以降に実施された取組に関する経費も対象となります。

Q6. 受付は先着順ですか？

A6. 申請の総額が予算額に達した場合は、一旦申請受付を終了いたします。

▶▶▶ 本補助金についての詳細は、市ホームページ掲載の申請要領に掲載しております。
申請の際は併せてご覧ください。



市ホームページへ
アクセス！